

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針

(案)

目 次

第 1 獣医療の提供に関する基本的な方向	
1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について	1
2 基本方針の重要事項	3
3 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保	4
4 小動物分野における獣医療の確保	6
5 獣医療に関する技術開発	7
6 その他重要な事項	7
第 2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項	
1 診療施設の整備に関する目標	8
2 獣医師の確保に関する目標	8
第 3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項	9
第 4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項	
1 組織的な家畜防疫体制の確立	9
2 診療施設・診療機器の効率的利用	10
3 獣医療情報の提供システムの整備	10
4 衛生検査機関との業務の連携	10
5 診療効率の低い地域に対する診療の提供	10
6 産学官が連携した研究開発	10
第 5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項	
1 臨床研修	11
2 高度研修	11
3 生涯研修等	12
第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項	
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	12
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	12
3 広報活動の充実	13
4 診療施設の整備	13

第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化について

我が国における獣医療の提供体制の整備に向けた努力は、平成4年の獣医療法（平成4年法律第46号）の制定が契機となり、国と都道府県が連携しながら、着実に進められ、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発達、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

国においては、平成4年に第一次の基本方針を取りまとめ、産業動物の診療を行う獣医師の確保や診療施設の整備等を通じた地域獣医療の整備について、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。平成12年には第二次の基本方針を取りまとめ、口蹄疫の国内発生を契機に、疫学を基礎とした防疫体制への対応能力等を有する獣医師の養成や、緊急時を想定した組織的な家畜防疫体制の確立に向けた取組の強化を推進してきた。平成22年4月以降の口蹄疫の国内発生においては、家畜保健衛生所を核とした家畜防疫措置が講じられている。今後とも我が国畜産業の安定的な発展を図っていくためには、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保について、今般の口蹄疫発生に対する防疫対応を踏まえた一層の取組の強化が必要になっている。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）、口蹄疫の国内発生は、我が国における畜産物の安定供給や食品の安全性の向上に対する考え方を見直す大きな契機となった。また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の新しい考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生の確立に向けた様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して開始されており、これら取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任が急速に増大している。

また、国民生活の質が向上し価値観が多様化する中で、国民生活に欠かせない安全で良質な畜産物の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識の広まりがみられ、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準はますます高まっている。

このように、獣医師に対する広範な社会的ニーズに的確に答えるためには、国民生活における獣医療の適切な量の確保と質の向上を推進し、獣医師がその専門的知識や技術を発揮して職務責任を果たしていくことが重要であり、このための獣医療に携わる関係者のより一層の努力が必要である。

(1) 食料の生産現場における獣医師の役割

国内で高病原性鳥インフルエンザや BSE、口蹄疫が発生し、安全で良質な畜産物の安定供給に対して、国民の大きな関心が注がれるようになり、食品の安全性や畜産の振興による食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」及び酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、家畜伝染病的確な防疫措置並びに飼養管理技術の高度化等による生産コストの低減及び省力化により、畜産経営を育成・確保し、さらに、産業動物獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、国民に安全な畜産物の安定供給を確保していくことが求められている。

また、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスク低減を図るため、危害要因分析・重要管理点（HACCP）の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。さらに、畜産業における飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営や養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理形態が普及しつつあり、生産者から集団管理衛生に対する要請が高まっている。このため、獣医師に対しては、従来の個体診療に加え、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場段階への HACCP の導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

このように獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者や消費者等の獣医療の提供を受ける者からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっている。

(2) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫等の家庭で飼育する小動物に対する獣医療については、国民の動物愛護思想の普及等に伴い、小動物の飼育世帯数が依然として増加傾向にあり、国民生活における小動物の位置付けは、更に向上している。このような中で、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化する一方、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の飼育責任についてもその更なる強化の必要性が高まっている。

このような飼育者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や、小動物分野を中心に、核医学等の最先端医療技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められて

いる。

高度な獣医療の提供については、畜産業の現場からも、経営の安定や生産性の向上を図る観点から、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入について要請が高まっている。

小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の獣医療に携わる他分野専門職との連携の必要性が高まってきている。このような中で、動物看護職については、専門教育のレベルが必ずしも一定の水準以上ではなく、また、地位や身分、処遇についても不安定であるといった課題が指摘されている。

(3) 緊急の課題としての産業動物獣医師等の養成・確保

畜産業が我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げている一方で、産業動物分野における獣医療の提供面においては、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少等の課題が生じている。平成19年5月に農林水産省が取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、将来、産業動物獣医師が大幅に減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師についても確保が困難になる懸念が示されている。

産業動物分野及び公務員分野の獣医師が現状のままでは不足するという見込みの背景として、その専門職として担っている社会的役割について国民に十分に認識されていないこと、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと、小動物分野に比べて所得の格差が生じていること等が指摘されている。また、新規獣医師が都市部の小動物分野に集中する傾向が続き、さらに、産業動物診療施設の再編・合理化等が進んだことにより、獣医師の活動分野や活動地域の偏在が発生し、将来的に獣医療の提供が行われない地域が発生する懸念が示されている。

社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に提供するためには、これら獣医療の不足が見込まれる分野や地域における、一層の獣医療提供体制の整備の強化が必要となっている。

2 基本方針の重要事項

このような状況に対処し、我が国の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、獣医療を提供する体制の整備を図ることとする。また、国及び都道府県は、基本方針及び都道府県計画（獣医療法第11条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）の実現に資するため、取組状況の定期

的な検証を行うとともに、関係者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めることとする。

今次基本方針の策定に当たっては、特に以下の点に留意した。

(1) 社会的ニーズに対応した獣医療を提供するための獣医師の養成・確保

畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上等の社会的ニーズに応え、獣医療に対する国民の信頼の確保を図るため、獣医師が獣医療技術の修得を図る機会を増大し、診療獣医師として必要な技術の高位平準化を図る。なお、臨床研修の実施については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に規定する診療施設と連携しつつ、産業動物分野及び小動物分野それぞれに応じた体系的なカリキュラム等に基づく研修の実施を促進する。

(2) 良質かつ適切な獣医療の提供に向けた獣医師と他の関係者との連携・協力の推進

獣医師、動物看護職等の獣医療に携わる他分野専門職及び飼育者との連携・協力のあり方について、獣医師が組織する団体等において検討する等により、飼育者のニーズに対応した、より質の高い獣医療の提供に向けた取組を推進する。

(3) 獣医師の偏在等により今後不足が予測されている分野の獣医師の確保対策

獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る取組を推進する。

3 産業動物分野及び公務員分野における獣医療の確保

我が国の畜産業において、今後、家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれる状況の中で、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少、産業動物獣医師の高齢化に加え、家畜疾病の複雑化・多様化、事前対応型の防疫体制の確立、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化、生産者が求める集団管理衛生技術の提供等の課題に対処する必要がある。

このような要請に対応するため、今後の獣医療を提供する体制の整備の推進に当たっては、産業動物獣医師や都道府県等で家畜衛生行政等に携わる公務員獣医師が口蹄疫等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、以下の方策を講ずることによって、よりの確で効率的な診療体制の確立を図ることを基本とする。

(1) 産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保

① 産業動物分野及び公務員分野への就業をより魅力あるものとするため、獣医

系大学の学生が産業動物診療や家畜衛生等行政分野の意義や魅力について知る機会を増大し、産業動物分野及び公務員分野への誘引を図るための措置の充実を質・量ともに図るとともに、これら分野における労働をめぐる環境の改善を図る。

- ② 家畜の診療や家畜衛生行政に携わる獣医師及び畜産関連産業等に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を促進するため、獣医師の就業状況、採用・求職情報の一元化と情報提供の全国ネットワーク化の推進、休職・離職中の獣医師の産業動物分野や公務員分野への再就職を支援する措置の充実を図る。

(2) 診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

- ① 産業動物獣医師、農業関係団体等による診療施設・診療機器の計画的な整備及び効率的な配置並びに診療施設間の機能分担・業務連携の強化を促進し、診療の適正化・迅速化及び診療内容の高度化を推進する。
- ② 家畜伝染病の予防及び畜産物の安全性の向上を図るため、家畜保健所の機能を充実させて、病性鑑定機能の充実・強化、生産衛生管理機能の整備・充実を図る等、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化を推進する。
- ③ 複雑化・多様化する家畜疾病の防除、畜産物の安全性の向上等のための診療及び保健衛生指導の強化を図るため、家畜保健衛生所、民間検査機関等による抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報の活用を促進する等診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携の促進を図る。
- ④ 診療施設の廃止等に伴い獣医療の提供が行われない地域が生ずる場合には、近隣の診療施設からの獣医療の提供を促進する。この場合、必要に応じて家畜保健衛生所等公的機関によりその補完を図る。

(3) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 飼育動物の診療を業務とする新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性に対する理解の醸成等を図る機会を増大を図る。
- ② 公務員分野の新規獣医師が、家畜衛生分野、公衆衛生分野等の行政に携わっていく上で必要な、畜産関連産業等に係る内容も含めた基本的知識や病性鑑定技術等を修得する機会を増大を図る。
- ③ 飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚経営や養鶏経営に加えて酪農・肉用牛経営でも、群管理形態の普及に対応した家畜伝染病の侵入防止や慢性疾病の発生の低減等、予防衛生を中心とする的確な集団管理衛生技術の提供が重要になる。このため、診療獣医師が、集団管理衛生技術、農場経営、

農場 HACCP に関する知識・技術等の修得を図る機会を増大し、診療だけではなく飼養、管理及び経営等を含む幅広い指導を行ういわゆる管理獣医師の養成を推進する。

- ④ 事前対応型の防疫・衛生管理体制及び家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、診療獣医師が防疫指導に係る知識・技術等の修得を図る機会を増大し、サーベイランスにおけるデータ収集・処理、緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成等を推進する。また、診療獣医師が高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を図る機会を増大を図る。
- ⑤ 馬、めん羊、山羊等飼養される地域が特化している家畜については、今後とも当該地域における適切な獣医療を提供する体制を確保するため、これらの家畜について診療を行う獣医師の養成を推進する。

4 小動物分野における獣医療の確保

小動物分野の獣医療については、飼育者からは、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、国民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促進を図る。

また、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化と機能分担に関する合意形成の促進を図る。

(1) 獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備

- ① 新規獣医師が、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令に対する理解の醸成等を図る機会を増大を図る。
- ② 小動物獣医師が、高度な診療機器を使用した診療技術や最新の効率的な診断・治療技術の修得を図る機会を増大を図る。

(2) 小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の整備を図っていくためには、動物看護職の地位や身分の確立が必要である。このため、まず、将来的な統一資格化に向け、獣医師が組織する団体、関係団体等が中心となって、動物看護職に必要な技能・知識を高位平準化するための検討の促進を図る。

(3) 小動物の飼育者に対し、人獣共通感染症対策の観点からの保健衛生指導の充実を推進するとともに、小動物分野の獣医療に対する監視指導体制の整備及び獣

医療に関する相談窓口の明確化を図る。

- (4) 高度かつ多様な診療技術を提供していくため、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等に関する合意形成を促進し、地域獣医療のネットワーク体制の整備を推進する。

5 獣医療に関する技術開発

獣医療に関する技術開発は、農場単位での集団管理衛生等飼養形態の変化に対応した管理技術、超音波検査機器やコンピュータ断層撮影装置等による精度の高い診断技術及び最新の医療技術の獣医領域への導入と普及等に対する需要が増大するとともに、バイオテクノロジー等の新技術の開発・応用、国際的な感染症対策への獣医師の貢献に対する期待が高まっている。

このような社会的ニーズに対応するためには、以下の方策を講ずることによって、獣医療を提供する体制の整備の推進に資することを基本とする。

- (1) 口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術開発及びその成果の普及並びにインフルエンザ、アルボウイルス感染症等新興・再興感染症対策のための技術開発や「One Health」の考え方に基づく学術研究等について、産学官が連携して推進を図る。
- (2) 高度な獣医学的知識、実験動物等の愛護や適正な飼養に関する知識、語学力、自己表現力等を兼ね備えた獣医師を養成する措置の充実を図る。

6 その他重要な事項

- (1) 動物の健康の維持・増進を図るためには、飼育者が衛生管理を適切に実施することが重要である。特に産業動物の飼育者に対しては、サーベイランスや初動防疫における最前線での情報提供について期待が高まっている。

このため、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術についての一層の啓発・普及に努める。

また、小動物の飼育者に対しては、人獣共通感染症対策を効果的に推進していく観点から、感染症の予防に関する情報の提供に努める。

- (2) 産業動物、小動物ともに救急傷病への適切な対応が要請されていることから、獣医師の組織する団体等が中心となって、夜間・休日における診療体制の整備について合意形成を図るとともに、夜間・休日に診療を提供する診療施設に関する広報活動の促進を図る。

- (3) 食品の安全性や獣医療に対する信頼の向上を図るため、獣医療の果たす役割について国民の理解を醸成する取組の推進を図る。

第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

1 診療施設の整備に関する目標

都道府県計画において、診療施設の整備に関する目標を設定するに当たっては、各々の診療施設の機能の向上を図るとともに、診療技術の高度化の進展や診療提供形態の多様化に対する飼育者のニーズの動向、獣医療の需給状況等を勘案し、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術及び獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを基本として設定するものとする。

この場合、現在における診療施設・診療機器の整備状況を踏まえ、疾病の発生状況、今後における飼養見通し、診療施設の統廃合の計画等を勘案して、各々の診療施設の機能が十分発揮し得るよう目標年度における診療施設・診療機器の整備を図ることとする。また、農業関係団体等の診療施設、家畜保健衛生所、大学の診療施設等は診療機器の整備が比較的進んでいること等から、当該施設と各々の診療施設との有機的な連携を推進すること等により整備が効果的に行われるよう配慮することとする。

2 獣医師の確保に関する目標

都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとし、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師1人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とするものとする。この場合、目標年度における獣医師1人当たりの年間診療可能頭数又は戸数を求めるに当たっては、①産業動物獣医師の年齢構成、②最近における離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況(平均往診時間等)、④診療施設・診療機器の整備状況、⑤獣医療関連施設の機能分担及び業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況等、地域の実態を十分に踏まえつつ、診療の効率化の進ちよくを勘案することとする。

また、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項

都道府県計画においては、診療施設の整備に関する目標又は獣医師の確保に関する目標を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画等の畜産振興計画が策定される等将来にわたり産業としての畜産の振興が見込まれるもの、又は地域獣医療の公益性が考慮されるものを、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として設定するものとする。

畜産の振興が見込まれる地域の場合、当該地域の範囲については、畜産の立地条件、交通事情、都道府県の行政区域等を考慮して、獣医療を提供する体制を一体的に整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

また、地域の獣医療の公益性が考慮される地域の場合、当該地域の範囲については、地域社会のニーズを十分に考慮して、離島、中山間地域等の無獣医師地域における適切な獣医療の確保等の公益性が認められ、獣医療を提供する体制を整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮するものとする。

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、地域の実情を十分に踏まえ、これらの施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定された地域について、次の事項に配慮し、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定めるものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を核とし、民間の獣医師、飼育者等の連携のもとで家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化を図る。また、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、家畜防疫員の確保、発生都道府県への家畜防疫員等の獣医師の支援体制、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制等について、各地域における獣医師や獣医師が組織する団体の連携のもとで整備を図る。これらにより、家畜保健衛生所と民間の獣医師等が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を推進する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器等を各々の診療施設において整備することは過剰な設備投資につながるおそれがある。このため、診療施設間の連携・協力のもとでの機能分担の促進や、農業関係団体、大学等の診療施設、家畜保健衛生所等比較的診療施設・診療機器の整備が進んでいる施設がある地域においては、当該施設の業務に支障がない範囲において、当該地域の診療獣医師等がこれらの診療施設・診療機器を利用する等その効率的な利用を促進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、診療獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、大学、民間診療施設等の獣医療関連機関の相互の情報交換のための組織化を図る。また、抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績及び食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するための獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営においては、獣医療の重点は、今後とも個体を中心とした診療技術から農場単位での集団管理衛生技術に移行するものと考えられる。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、民間検査機関等を活用する等衛生検査機関との業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設の廃止、地域の家畜飼養構造の変化等により診療の提供が困難となる地域（診療効率の低い地域）が発生する場合には、近隣の診療施設による診療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。

それにもかかわらず、十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療の提供に努める。

6 産学官が連携した研究開発

口蹄疫等の家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症対策、「One Health」の考え方に基づく国際的な取組等の新たな社会的ニ

ーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関及び行政の獣医師の連携を促進する。

第5 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器及び医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域における獣医療のニーズに応じ、その適切な普及を図るものとする。

したがって、都道府県計画においては、次の事項に配慮し、地域の実情に応じ、研修への計画的な参加を促進する等獣医療に関する技術の向上に関する事項を定めるものとする。

1 臨床研修

- (1) 臨床現場における実践的獣医療技術や、法令、食品のリスク管理及び畜産関連産業等に関する知識・技術の修得を図るため、臨床研修施設としての大学と民間診療施設の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加の促進を図る。
- (2) 公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

2 高度研修

- (1) 産業動物分野においては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所等において開催される講習会により、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医師の技術の向上を推進する。
- (2) 小動物分野においては、専門分野別の技術の向上が今後ますます重要となることから、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師の組織する団体等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。
- (3) 診療獣医師が最新の獣医療技術に対応した獣医療を提供していくため、農業関係団体等の施設を利用した集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修、獣医師の組織する団体等が開

催する学会等への参加の促進を図る。

3 生涯研修等

- (1) 診療獣医師が日進月歩する獣医療技術並びに海外悪性伝染病及び新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師の組織する団体等が開催する研修会等への参加やこれらが提供する教材等の利用の促進を図る。
- (2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。
- (3) 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。
- (4) 生涯研修や高度研修を基礎とした診療獣医師の臨床獣医師認定制度や診療分野専門別の獣医師専門医制度の導入に向けた検討を推進する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

都道府県計画においては、獣医療を適正に提供する観点から、次のような事項に配慮し、地域の実情に応じ、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めるものとする。

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物獣医療や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、さらには、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療についても積極的に考慮して、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導體制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等の具体的な対策について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

- (1) 産業動物分野においては、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場 HACCP の普及の促進を図る。
- (2) 小動物分野においては、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。

さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医師の組織する団

体等による獣医療相談窓口の設置、獣医師の組織する団体等が中心となって進める診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の整備に関する合意形成等適切な獣医療の提供のために必要な条件整備の促進を図る。

3 広報活動の充実

夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設等に関する広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

都道府県計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。